

長岡市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成30年6月28日

長岡市監査委員	阿部隆夫
同	北村敏雄
同	篠田弘成
同	高野正義

1 監査の対象

総務部 行政管理課

危機管理防災本部

福祉保健部 福祉総務課

福祉課（障害者基幹相談支援センターを含む。）

2 監査の範囲

平成29年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

3 監査の期間

平成30年5月8日から5月23日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務の適法性、効率性について監査しました。

5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
行政管理課	適正に処理されていまして。
危機管理防災本部	適正に処理されていまして。
福祉総務課	<p>次の事項のほかは、おおむね適正に処理されていまして。</p> <p>(是正事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金実績報告書の不適切な審査について 補助金実績報告書に必要な領収書の写しの添付漏れがあったにもかかわらず、金額を確定させ、補助金を交付しているもの
福祉課	<p>次の事項のほかは、適正に処理されていまして。</p> <p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金出納簿の未作成について つり銭資金の交付があるにもかかわらず、現金出納簿が作成されていないもの